第23回教育委員会

開会日時 令和3年 12月 2日(木) 午前 10時00分

閉会日時 午前 10時22分

開会場所 教育委員会室

出 席 者

教 長 中 川修一 委 員 野 佐紀子 高 委 員 青 木 義 男 智 委 員 澤 昭 松 委 員 長 沼 豊

出席事務局職員

事務局次長 水 野 博 史 地域教育力担当部長 湯 本 隆 教育総務課長 近藤 直樹 学務課長 星 野 邦 彦 指導室長 氣 田 眞由美 新しい学校づくり課長 渡 辺 五. 樹 享 学校配置調整担当課長 久保田 智恵子 施設整備担当副参事 千 葉 昭 生涯学習課長 家 田 彩 子 地域教育力推進課長 諸 橋 達 教育支援センター所長 阿部 雄 司 中央図書館長 大 橋 薫

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立 しております。

それでは、ただいまから令和3年第23回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、近藤教育総務課長、星野学務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、久保田学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、家田生涯学習課長、諸橋地域教育力推進課長、阿部教育支援センター所長、大橋中央図書館長。

以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により高野委員にお願いいたします。

本日の委員会は1名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により 許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第44号 意見の聴取について

(教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第44号「意見の聴取について」は、令和3年第四回区議会定 例会に報告予定の案件であるため、非公開による審議とし、議事進行の都合上、 委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

○報告事項

1. 人事情報(都費職員・令和3年11月)

(指-1・指導室)

(区費職員・令和3年11月)

(総-1・教育総務課)

- 教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「人事情報」について、初めに都費 職員について指導室長から、続いて区費職員について教育総務課長から報告願います。
- 指導室長 よろしくお願いいたします。

まず、資料の方は「指-1」でございます。

11月末の教職員の数でございますが、括弧の求職者の数も含めまして、総勢1,953人でございます。

先月と比較して、増減はございません。

休職者等が全体として123名で、先月と比較しまして2名増となっておりますが、この要因のところでは、育児休業に入った者が4名、休職に入った者が1名、逆に、育児休業が明けた者が3名ということになりまして、こちらのところの増減の関わりがございまして、この結果となっております。

以上でございます。

教育総務課長 続きましては、区費職員でございます。

資料は「総-1」になります。

1ページ目の1番、一般職員・再任用職員・行政支援員につきまして、総数1 20名。前月と増減等はございません。

2ページ目の2番、会計年度任用職員でございます。

上から4段目の学力向上専門員は1名増でございます。2名、先月採用しておりますが、1名退職しておりますので、合計1名の増ということでございます。

学校生活支援員でございます。1名増ですが、同じく2名採用しましたが、1 名退職されていますので、結果、1名増といったところです。

3番の特別職非常勤職員につきましては、増減はございません。 説明は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 よろしいでしょうか。

(なし)

○報告事項

2. 令和4年度 周年行事日程について

(総-3・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告2「令和4年度周年行事日程について」、教育総務課長から報 告願います。

教育総務課長 資料は「総一3」の方になります。

令和4年度周年行事日程について。

来年度、周年行事を迎える学校が12校ございますが、式典挙行日時が重複しないよう日程を調整しまして、表のとおり予定しております。

なお、5番の中根橋小学校と6番の高島第二中学校については、同日ですが、 午前と午後でそれぞれ行うことになっております。

詳細につきましては、決定後しかるべき時期にお知らせいたします。 説明は以上です。 教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 よろしいでしょうか。

(なし)

3. あいキッズ運営委託法人の選定結果について

(地-1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告3「あいキッズ運営委託法人の選定結果」につきましては、令 和3年度第四回区議会定例会で報告予定の案件であるため、非公開による審議と し、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

4. 板橋区教育支援センターの臨時開館について

(支-1・教育支援センター)

教 育 長 では、続いて、報告4「板橋区教育支援センターの臨時開館について」、教育 支援センター所長から報告願います。

教育援センター脈 よろしくお願いいたします。

資料は「支-1」をご覧ください。

板橋区教育支援センターの臨時開館について、ご報告いたします。

臨時開館の日時は、12月5日(日)午前9時から午後5まで。

こちらは子ども政策課が通知書の発送作業を行うためでございます。

2つ目が、12月19日(日)午前8時から午後1時まで。

内容は、令和3年度家庭福祉員及び懇談会の実施のため(保育サービス課)で ございます。

報告は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 よろしいですか。

(なし)

教 育 長 では、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありません でしょうか。 教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、日程第一並びに「あいキッズ運営委 託法人の選定結果」につきましては、非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第一 議案第44号 意見の聴取について

(教育総務課)

- 教 育 長 それでは、日程第一 議案第44号「意見の聴取について」、次長と教育総務 課長から説明願います。
- 次 長 それでは、私から、先に議案の説明をさせていただきたいと思います。 議案第44号。

意見の聴取についてでございます。

議案を提出いたします提出者は、中川修一教育長でございます。

本年度第四回区議会定例会に提出する案件について、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、教育委員会に意見を求めると いうものでございます。

案件は3件ございます。詳細につきましては、教育総務課長からご説明させて いただきます。

教育総務課長 それでは、詳細について、私からご説明いたします。

資料2ページ目の方をご覧ください。

第4回区議会定例会への付議案件のうち、教育に関する事務に係る議案について、11月26日付で板橋区長から意見聴取がございました。

意見聴取の対象となる議案は、給与関係の条例改正案3件です。

特別区人事委員会の勧告を受けまして、期末手当に係る規定を改正するものでございます。

なお、一番上の区長及び副区長の給料等に関する条例及び区議会議員の報酬及 び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、教育長の給与 及び勤務に関する条例におきまして、教育長の手当の額や支給条件等を準用して いることから、教育関係の議案として意見聴取の対象となっているものでござい ます。

3ページ目から7ページまでが議案となっております。

また、8ページ目以降は、改正概要でございます。

これらの議案は、今月10日の区議会本会議で上程され、同日の文教児童委員

会に付託され、審議される予定でございます。

今回の意見聴取に対し、原案に同意する旨、回答したいと存じますので、ご決 定をお願いいたします。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

それでは、お諮りします。日程第1議案第44号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

3. あいキッズ運営委託法人の選定結果について

(地-1・地域教育力推進課)

教 育 長 では、続いて、報告3「あいキッズ運営委託法人の選定結果について」、地域 教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 それでは、ご説明します。

資料は「地-1」をご覧ください。

あいキッズ運営委託法人の選定結果についてでございます。

今回、全ての選挙プロセスを終了しまして、契約採用者が決定いたしましたので、報告するものでございます。

記書きの1のところに提案採用者名が記載されております。

今回、11あいキッズのプロポを行いました、

上から、志村二小あいキッズは応募が1者ありまして、提案を審査した結果、 妥当ということで、ひまわり福祉会さんが決定しております。

2つ目の前野小あいキッズは2者の応募がありましたが、こちらは明日葉さん に決定しております。

3校目、板五小あいキッズにつきましては3者の応募がありました。こちらは 昭和会さんが決定しております。

4つ目、板十小あいキッズは2者の応募に対して、陽光会さんが決定しております。

5つ目、金沢小学校につきましては1者の応募で、パソナさんに決定しております。

6つ目、向原小学校は4者の応募がありました。こちらは規定によりまして、 一次審査で1者落ちまして、3者が二次審査に臨んでおります。その結果、パソ ナさんに決定いたしました。

7つ目、赤塚小です。1者応募で明日葉さんに決定いたしました。

8番目です。赤塚新町小、1者応募でウィッシュさんに決定しております。

- 9校目、紅梅小学校、1者応募でグローバルキッズさん。
- 10校目、三園小学校、1者応募で明日葉さん。
- 11校目、高島第三小学校、1者応募で白鳩福祉会さんに決定しています。

こちらに記載はないのですが、今回の選定の昨年度からの変更点を簡単にかい つまんでお話しします。

1つ目は、委員の構成を9名から7名に変更しました。

こちらは、専門家の方2人のところを1人に、保育関係の課長2人のところを1人に、それぞれ1減で7にしております。

理由としましては、当日、質疑の時間が9名ですと十分とれないということもあります。そのあたりを踏まえて、一人一人がしっかり質問できるようにということがありまして、7名で今回実施しております。

また、2つ目の変更点は、基礎採点の配点というものが150点あったのですが、こちらは機械的に、あいキッズ受託実績とか、区内事業者かどうかであるとか、あと、提案金額、そのようなところの採点項目があったのですが、こちらの採点を150点満点から120点満点に変更しております。

こちらについても、審査員の審査が僅差になったときに、この基礎採点で決定 してしまう割合を少し弱めようということで配点を変更しております。

あとは採点項目を少し整理したということと、最低基準点、この点をクリアしないと次に進めないという基準点を満点中の65%から60%に変更しております。こちらは、全てが標準の評価で合計しますと得点率60%になりますので、65より下を切ってしまうというのが少し厳しいだろうというところで、60%に変更しております。

最後の変更点は、これまで3段階評価で行っていたものを5段階評価で行うということが今回からの変更点になります。

以上を踏まえまして、2ページ目以降が公募期間等で、本年度は8月7日から9月13日まで公募いたしました。ただ、1者のみの応募が多かったので、追加での公募期間も決定した上で、先ほどの応募状況になっております。

- 一次審査を9月27日から10月11日まで行っております。
- これは各審査委員が書類上の審査を行うところであります。
- 二次審査を各学校、こちらに記載のとおりの日程で行いました。

事前にビデオによるプレゼンテーションを見た上で、当日、質疑に集中して、 審査を行うというものでございます。

集計結果は、その下にございます別紙のとおりでございます。

今回、事業者が変更になったあいキッズが1つございます。こちらにつきましては、保護者説明会を1月中旬、事業者間の引継ぎというものを令和4年度1月から3月まで実施して円滑な移行をめざしてまいります。

記載はございませんが、この後のスケジュールとしまして、今日、この後、各事業者にこの選定結果を伝えた上で、ホームページで公表し、次回の委員会で報告するという流れになっております。

説明は以上です

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 審査する選定委員が9名から7名になったということなのですが、板十小は、 今回6人で審査されていると思います。選定委員が、当日さらに少なくなってい ることについてはどう考えていますでしょうか。

また、保護者の加算点について、保護者が2人いないとなると、偏りができないか、影響がないのか、その2点、質問します。

地域教育力推進課長

今回、保護者委員の方が1人、急遽、欠席になってしまいました。保護者委員が1人という中で臨むのですが、公平性の観点から申し上げますと、応募者が2者ございますが、この2者が同一条件で行われる限りにおいて公平性は担保されると考えております。保護者が1人の状態でこの2者を審査するという形になりますので、結果として、どの事業者に対しても1人の保護者の加算点のみでやることになりました。

総合得点の点数が、その分、1人分減りますから、それぞれ1人が占める割合というのはもちろん高まるのですが、同じ条件で2者を審査したという中においては、公平の観点は保たれたというふうに考えます。

教 育 長 よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

では、私から、3点あります。1点目は、変わった業者が1者あるということですが、その理由等についてと、その学校の保護者の受けとめ方はどうだったのかということが1点目。

それから、2点目は、今も少し高野委員の方からもお話がありましたように、 保護者の声に点数が加算されたということですよね。全体的に保護者の声という のはどのように反映されていたのかということが2点目。

最後は、業者選定の継続性というか、これは同じ業者が何回も継続するという ことが可能なのか、ある程度、縛りをかけているのかというところを少しお聞か せいただきたいと思います。

地域教育力推進課長

正直申し上げると、採点結果の総合点で決まりましたので、審査員の判断がそこに働いたということになります。

プロポ自体は覆面でやる形になりますので、既存業者なのか、新規業者なのかというのは分かりません。分からない中でプレゼンを見て、その計画性だとか企画、また、それを実行できる能力、そのようなことを総合的に勘案してやりますので、そのときのプロポの結果という捉え方をしております。

2つ目の、保護者の声の反映なのですが、そのような形で、覆面でやる関係で、 あくまで保護者が自分の気持ちで恣意的に採点するというスタンスではなくて、 保護者を代表して、自分の子どもにとっていいか悪いかということではなくて、皆にとってこの事業者がいいか悪いかという観点で採点をしてもらうということになりますので、そういう中で加点をどこにするという形になりますので、そういう意味でいうと、例えばよくあるのは、そうはいっても既存業者かどうかというのはうすうす分かるところがある中で、今の事業者さんがすごくいいということであれば、2人ともがその事業者さんに加算する場合がありますし、とにかく変えてほしいという声があれば、逆の方に加算がされますし、意見が割れるときもあるのですが、事業者が変更になったあいキッズについては、そういう保護者の方で意見が割れるとか、評価が割れるということではなくて、たしかその保護者の大方の方が思っているであろう側に加点が加わったと認識しております。

3つ目の、業者の継続について、今までは複雑なルールだったのですが、今回 以降、原則というか、よほどのこと、子どもを危険な目に遭わせるとか、全く続 けるに足りない大きなミスがあるような場合を除いては5年間続けてできます。 5年たつと、どんなによかろうが悪かろうが、プロポを受けてもらう。

その結果、再選定を勝ち取れれば、また5年という形で、5年やってプロポ、5年やってプロポということを徹底する形になっております。プロポで勝ち抜けば、更新限度というか、何度でも応募して5年間を勝ち取れるというルールになっております。

教 育 長 ありがとうございました。

高野委員 今、課長の説明を聞くと、保護者の選定委員の意見というのは大変重視されているという印象を持ったのですが、その保護者の選定委員はどうやって選ばれるのでしょうか。あいキッズを利用する児童の保護者の方から選ばれるのか、それとも、例えばPTAからとか、その辺はどうなっているのですか。

地域教育が推進課長 学校長に保護者委員の選定を依頼しております。そうすると学校長が決めることになるのですが、大抵の場合は、PTAの役員クラスの方で、かつあいキッズを利用している方が選ばれてきておりますので、今回も、ほぼ、100%近くそういう立場の方にいらしていただいています。

教育長 よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。 ありがとうございました。

午前 10時 22分 閉会